

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業

入札説明書等に関する質問回答(第2回)

平成22年7月23日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、平成22年7月5日(月)から7月9日(金)までに受け付けた、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業の入札説明書等に関する質問のうち、7月16日回答分を除く質問について、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。

< 入札説明書に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			ー
65	(2)選定の手順及びスケジュール	5	1	4	(2)					「仮設備引継ぎ条件の資料および設計内訳書は後日公表する」とありますが、7/7に公表された「引継ぎ条件の合意について」および「内訳書」では、残存価格を算定した根拠がまったく不明です。入札参加の意思決定には、評価、判断するための根拠が必要ですので、算定根拠を示してください。	公正・公平性を最大限確保できるよう、仮に機構が買い取る場合の価格に相当する残存価格、引継期日での償却率、事業終了時点での残存率等を希望者に交付しております。(7月7日公表の「引継ぎ条件の公表について」を御参照ください。)
66	(2)選定の手順及びスケジュール	5	1	4	(2)					「仮設備引継ぎ条件の資料および設計内訳書は後日公表する」とありますが、7/7に公表された「引継ぎ条件の合意について」では、入札前に前施工業者と、引渡し条件等について協議することになっています。入札意思を同業他社に示すこととなりますが、これは、独占禁止法、刑法など、法的に問題はありませんか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	仮設備引継ぎの公正・公平性を最大限確保できるよう、協議の具体的方法を「引継ぎに係わる手続き」に示し、本回答と合わせてウェブサイトに掲載しました。御参照ください。
67	(2)選定の手順及びスケジュール	5	1	4	(2)					「仮設備引継ぎ条件の資料および設計内訳書は後日公表する」とありますが、7/7に公表された「引継ぎ条件の合意について」では、競争相手と想定される前施工業者と協議することになり公平性が確保されないと考えます。仮設備を機構にて一旦購入し、応募者に対して有償で貸与する等、平等な方法に改めるお考えはありますか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No.65を御参照ください。
68	(2)選定の手順及びスケジュール	5	1	4	(2)					「仮設備引継ぎ条件の資料および設計内訳書は後日公表する」とありますが、7/7に公表された「引継ぎ条件の合意について」では、前施工業者との協議のうえの合意が入札の前提条件になります。前施工業者の構成会社も入札資格があるのであれば、競争相手との合意を入札の前提条件とするのは不公平であり、公平性確保の観点から問題ありませんか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No.65を御参照ください。

< 様式集に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		

< 要求水準書に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			ー
69	(3)研究支援業務	4	1	5節4	(3)					研究支援業務は、JAEA殿が実施する調査研究を支援するための必要な業務であると記載されています。しかし、要求水準書で定義されている『研究支援業務』の内容は、調査研究の『支援』ではなく、事業者が『研究』を委託しているようにしか理解できません。意味通りの『研究支援』ということであれば、さらに詳細な数量等の仕様をご提示ください。	研究支援業務の目的は基本的に既存の調査技術により品質管理された地質環境データや原位置試験データを取得することです。機構は取得されたデータを利用して、坑道周辺の地質環境特性評価、設計手法の適用性評価、安全評価手法の適用性評価等の研究開発を行います。個別の研究支援業務の詳細な数量等の仕様については要求水準書に記載しています。
70	3.図書の優先順位	6	1	6節3						「図書の優先順位」とありますが、「②本書(要求水準書)」より優先順位が高く設定されている「①機構の文書による指示」とはどのようなものでしょうか。非常に重要な入札条件であり、入札前に全て提示されるとの理解ですが、念のため確認させて下さい。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	例えば設計変更指示文書等をいいます。
71	3.図書の優先順位	6	1	6節3						上記質問に関連し、この「図書の優先順位」はどのように事業契約書に規定されるのでしょうか。具体的に教えてください。(現状、事業契約書(案)には規定されていないものと見受けられるため、ご質問差し上げております。)	「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。
72	3.図書の優先順位	6	1	6節3						上記質問に関連し、事業契約書(案)には「要求水準の変更」といった条項は定められていないため、当然に「①機構の文書による指示」は入札後は新たに提示されない(要求水準の追加・変更となるような「①機構の文書による指示」は当然に提示されない)との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業契約書(案)第22条に記載された場合など、必要により変更を行う場合があります。そのような場合に、機構から変更に関する文書指示を行うこととなります。
73	2.要求水準の確認	7	1	7節2			②		d	「各業務に係わる要求水準については、・・・適宜変更及び見直しを行うものとする」とありますが、要求水準の変更は、見積根拠の変更となりますので、変更見直しにより契約金額も変更されるものと考えてよろしいでしょうか。	契約金額の変更を伴う要求水準の変更もありえます。
74	3.設計図書の照査	8	1	7節3			①			「事業者は、設計図書の照査を行うこと」とありますが、照査は、設計者或いは発注者が行うものと考えますが、如何でしょうか？事業者に求める必然性がないのであれば、削除されても良いのではないのでしょうか。	ここでは、施工前及び施工中において設計図書の照査を行い、設計図書の誤謬、現場との不一致等について確認を求めているものです。
75	3.設計図書の照査	8	1	7節3			②			事業者が設計図書に不備を発見した場合、「機構は更なる詳細資料の提出を指示することがあるが、事業者はこれに従うこと」とありますが、設計図書の不備が発見された場合、まず対応しなければならないのは設計者だと思います。次に事業者への指示になるかと思いますが、事業者が対応するのに必要となる費用は機構でご負担願います。	御理解のとおりです。
76	3.設計図書の照査	8	1	7節3			③			設計図書不備の事実が確認された場合、機構は設計図書の訂正・変更を行う事が、事業者はこれに従うこととあるが、これは契約金額変更の対象となるものと考えています。	機構が提示した設計図書の不備については、契約金額変更の対象となる可能性があります。
77	(2)契約又は覚書等の写し	15	2	2節4	(2)					事業者は貴機構以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合、契約締結日の10営業日前までに当該契約又は覚書等の素案を貴機構に提出するとありますが、貴機構はその内容を確認に留まるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、金融機関と事業者との融資契約書の経済条件等、当事者間で合意した事項についても、貴機構が指示等を出すことは無いとの理解でよろしいでしょうか。	機構は、事業契約書等と齟齬がないか確認します。その結果によっては、何らかの指示を出す可能性もあります。
78	2節 施設整備条件(数値の明記無き掘削工事中断は契約金額の変更)	18~20	3	2節						P18 2. (1)②特徴的な地質環境の部分では調査・研究のために一定期間掘削工事を中断する。P19 2. (9)①種類の別途工事を坑道内で実施することがある。P20 2. (9)②坑道を利用した調査研究・原位置試験が見込まれる。P20 2. (9)③坑道を利用した公募事業の増加が見込まれる。など要求水準書に数値が明記されず想定できない施設整備の中断があるとされている。この整備事業中断に伴う費用増は、事業者が負うべきリスクではなく、機構が負うべきリスクであり、契約金額の変更となるものと考えられる。	調査・研究に伴う掘削中断については掘削のサイクルに見込むべきものと想定しており、これを前提に技術提案をお願いするものです。従って、契約金額変更の対象とは考えていません。施設整備業務と研究支援業務の標準工程表を「参考資料」としてウェブサイトに掲載しました。御参照ください。なお、これらは、あくまで参考であり、技術提案を拘束するものではありません。
79	5.調査資料	23	3	3節5						これらの調査試験資料に基づいて行った事業者の推断に対しては、いかなる場合も機構はその責を負わないとありますが、提案にあたって事前に十分な調査ができない応札者にとって、機構からの公表資料が見積を行う際の唯一の手掛かりであるにもかかわらず、機構がその責を負わないとされています。過度な事業者へのリスク転嫁であると考えますので、公表資料の誤謬や瑕疵については、機構負担としていただけませんか。機構負担としていただけない場合は、その理由を具体的に教えてください。	機構から提示した公表資料に示す事実について責を負わないものではありません。これらの提示資料に基づいた事業者の推断には機構は責を負いません。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	7		
80	7. 天災その他不可抗力	24	3	3節7					実施方針の添付資料3 番号12 のリスク内容は、不可抗力リスクとなっている。要求水準書の不可抗力の記載とは表現が異なる箇所もあり、⑤その他b.が番号12のリスク内容（地滑り、突発的な湧水、ガス噴出・・・）を包含しているものと考えてよろしいでしょうか？或いはリスク分担表（案）は要求水準書の記載に優先されると考えてよろしいのでしょうか？	記載内容が異なる場合は、要求水準書で定める内容を優先します。
81	9. 工事用水	25	2	3節9					工事用水として給水利用している井戸に関し、「事業者は別途土地所有者（梶延町）と土地の賃貸契約を締結すること」とありますが、井戸の賃料は発生すると理解でよろしいでしょうか。また、当該賃料は施設整備対価として、貴機構から事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	井戸の賃料は発生します。当該賃料は、維持管理対価に含まれます。
82	20. 掘削土の処理	30	3	3節20	(3)				「施設に支障が生じないように処理する」とありますが、掘削土の運搬・盛り立て作業は事業者が実施するのでしょうか。これに伴う遮水構造等の破損に対しては、事業者が負うと考えてよろしいでしょうか。また、前施工業者による埋立作業で遮水工の破損が生じていたとした場合、その確認方法としてはどのような方策をお考えでしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	掘削土（ズリ）の運搬・盛り立ては事業者が実施します。また、施工時における遮水構造等の破損についての負担は事業者が負います。なお、前施工業者の施工状況については、適宜検査を実施しており損傷の有無を確認しているとともに、環境モニタリングデータ等により水質データの変化がないか確認しています。
83	①掘削土置場 1) 現状分析	62	4	2節1	(4)	①	1)	e	「第二溶出基準超過掘削土は地下施設計画地内の指定の箇所に仮置き」とありますが、当該仮置場には掘削土置場と同様の遮水構造が施されているのでしょうか。そうではない場合には、シートなどによる雨水養生対策を実施しても、汚染物質の地下浸透は避けられないと考えられ、当該エリアの土壌汚染に対するリスクが高いものと思慮されます。また、このような状況が既にあった場合には、その責は前施工業者が負うものと考えますし、今後の事業に際しては何かの対策が必要とも思われます。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	地下施設計画地内に設置済みの掘削土（ズリ）置場は遮水構造となっています。
84	2. 要求水準 (1) 共通	70	4	7節2	(1)				「見学中、業務を一時中断」とありますが、別表3.3の見学者数実績によれば、年間平均137件の見学会が行われており、また、東西の立坑からの入坑を原則とされていますので、相当時間の作業中断を余儀なくされると推察されます。実際、第1期事業において、見学者対応による作業等中断日数はどの程度ございましたでしょうか。施工計画の検討ならびに「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	これまでに見学による作業中断は約3年間において6回発生しています。中断時間は平均3時間程度です。
85	(3) 引継ぎ期間	71	4	8節1	(3)				質問1、2に関連しますが、入札説明書では事業契約締結は平成22年12月、前施工業者からの業務引継ぎ期間は平成22年12月末日となっており、引継ぎ期間は実質的にひと月に満たない状況ですので、十分な業務引継ぎに支障を来す可能性があります。これに対する対策をお考えならば、ご提示ください。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業に関する契約日程等を勘案のうえ前施工業者との業務引継ぎ期間を設定しています。ちなみに、No.3（7/16回答分）のとおり、基本協定締結後から事業契約締結までの期間においても、基本協定に定める準備行為として、引継ぎ業務をはじめとする事業の準備を実施することが可能です。
86	(2) 仮設備の引継ぎ	71	4	8節2	(2)			③	ただし、前施工業者が故意に隠蔽していたものについては除くありますが、ここで言う除くとは、事業者の責任と負担により実施しなくても良いことを意味すると思料しますが、その場合の取扱い（誰の負担で誰が実施するのか）について、具体的に教えてくださいませんか。	前施工業者が故意に隠蔽していたものについては、前施工業者の責任となることを意味します。
87	1. 業務の目的	73	5	1節1					当該箇所を要約すると『研究支援業務において、事業者は、計測管理に関わるデータ取得、地質環境データの取得、原位置試験データの取得・計測作業、取得されるデータの品質を所定の水準に保つとともに当該データを機構に提供すること』となりますので、研究支援業務は所定の水準に保たれたデータの取得とそのデータの提供が目的と拝察いたします。そのためには、取得するデータの仕様を明示してください。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	「5章 研究支援」に記載のとおり、研究支援業務は、大きく、研究支援用計測システム整備業務、ステップ管理計測（B計測）業務、水平坑道における研究支援業務、及びその他研究支援が必要となる業務、に分けられます。それらの業務に係るデータの取得方法、仕様については、「5章 研究支援」に研究支援に係る共通事項と及び当該研究支援業務の要求水準として明示しています。
88	2. 研究支援業務を実施する地K施設の範囲	73	5	1節2					250mと350m坑道の延長が、別表3.1の数値と大きく異なります。どの数値が正解でしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	別表3.1が正です。
89	2. 研究支援業務を実施する地K施設の範囲	73	5	1節2					ここに記載されている250m水平坑道及び350m水平坑道の総延長と整備長は要求水準書「別表3.1」に記載されている坑道延長と整備延長は異なる数値となっています。数値が異なる理由をお教え下さい。	No.88を御参照ください。
90	3節 ステップ管理計測（B計測）に関する要求水準	78	5	3節1	(2)				本文に【別表3.32】とありますが、【別表3.33】の誤りでしょうか？公告された資料の基本的な事項であり、「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	【別表3.33】に訂正します。
91	(2) 検層・観察に関わる共通事項 ②測定標準仕様	93	5	4節3	(2)			②	”*”の注釈について、『温度検層、フローメータ検層及び電気伝導度検層は、自然状態と揚水状態（又はビルドアップ状態）で行うこと』とありますが、自然状態が既に被圧状態であるため、揚水状態での試験は困難であると思われます。その場合には、自然状態だけの試験でよいのでしょうか？また、『ビルドアップ状態』とはどのような状態を指すのでしょうか？試験自体の成否に関する事項は、「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	被圧条件下では、プリベンダーに通常設置される排水用バルブを適切な湧水量の範囲で解放することにより、揚水状態を人為的に発生させ、計測して頂きます。また、被圧条件下での自然状態の計測とは、プリベンダーにより孔口を閉塞し、湧水が無い環境下での計測のことを指します。なお、試験期間中の湧水量が日平均で10m3を超え、地上の排水処理施設の能力影響を与える可能性がある場合は、開放系での試験の実施について協議します。「ビルドアップ状態」とは、人為的に下げた孔内水位が孔内の地下水の流入により回復する過程の状態です。
92	(2) 検層・観察に関わる共通事項 ②測定標準仕様	94	5	4節3	(2)			②	”*”の注釈に記載されている『流体検層』とは、どのような検層を指すのでしょうか？P92～93のa～kの検層とは異なるのでしょうか？これも上記と同様な位置づけで「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	要求水準書のp93に*が付されているi, j, kの検層を指します。
93	(3) 納入物件に関わる共通事項	96	5	4節3	(3)				本文中に【別表5.7】とありますが、【別表5.8】の誤りでしょうか？公告された資料の基本的な事項であり、「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	【別表5.8】に訂正します。
94	(6) 特記事項	96	5	4節3	(6)				ページ最下段の箇条書きに、『各調査試験の実施に関し、必要かつ十分な能力を有する主任技術者を配置すること』とありますが、当該主任技術者に必要な公的資格等はございますでしょうか？「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	技術士補以上もしくは技術士補に代わる同等の公的資格を有することを原則とします。
95	①水平坑道掘削影響試験	111	5	4節5	(3)			①	ボーリング掘削方法（位置・長さ・本数など）が分かりにくく、別図5.3中の試験位置の表記も不明瞭ですので、補足説明をお願いします（どれが24m孔でどれが16m孔か不明、P112上から4行目の「ひし形」の場所が不明など）。試験位置・数量が確定できないと、「入札参加資格の意思決定」に支障をきたしますので、回答をお願いいたします。	要求水準書本文及び別図5.3から御理解可能と考えます。なお、御理解を容易にするために、別図5.3の補足を示す予定です。
96	④人工バリア性能試験	151	5	4節6	(4)			④	ペントナイト系止水プラグの止水性能確認は行わないのでしょうか？試験内容・項目の確認は、「入札参加資格の意思決定」にかかわる重要な事項なので、ご回答ください。	要求水準書に記載のとおり、人工バリア性能試験においては、ペントナイト系止水プラグの試験は実施しません。
97	要求水準書全般								6月末に公表された要求水準書（案）のどこが変更されて7月2日に公表された要求水準書となったのか明示して頂けないでしょうか。例えば要求水準書に変更点を朱記する等して頂ければ、大変助かります。	変更点は以下のとおりです。 ・表紙：要求水準書（案） → 要求水準書 ・表紙：平成22年6月 → 平成22年7月2日 ・P71「4章8節1.(3)引継ぎ期間」平成22年11月末日 → 平成22年12月末日 ・P83「5章4節1.(3)④法定深度で深での処分技術開発支援業務」 d. 人工バリア性能試験のための整備 → d. 人工バリア性能試験 ・P85「5章4節3.(3)④研究支援業務に関する共通事項」3行目 技術提案について → 削除 計測機器類の耐用年数に関わる共通事項 → 追加 ・P96 「(5)計測機器類の耐用年数に関わる共通事項」の5行目 「当該要求水準に示す計測機器類と同等かそれを上回る最新の計測機器類を選定する場合は、原則として当該要求水準に示す計測機器類の見積もり範囲内に収めること。」を追記。 ・P97 7行目「f.」の削除 ・付属資料集 P2「目次」【別図1.7】HDB3孔ボーリング調査結果 → HDB6孔ボーリング調査結果 ・付属資料集 図表タイトルのフォントの変更

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		

< 要求水準書付属資料集に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
98	【別表1.4】用語の定義	36							『研究支援業務』の用語の定義として、『幌延深地層研究計画の第2段階の地下施設建設時における調査研究及び第3段階の地下施設での調査研究を支援するための必要な業務をいう。』とあります。しかし、要求水準書で定義されている『研究支援業務』の内容は、JAEA殿の調査研究の『支援』ではなく、事業者に『研究』を委託しているようにしか理解できません。意味通りの『研究支援』ということであれば、さらに詳細な数量等の仕様をご提示ください。ご提示いただけないと「入札参加資格の意思決定」が実施できませんので、回答をお願いします。	No. 69を御参照ください。
99	【別表5.1】研究支援業務一覧	76							研究支援業務の目的を達成するために示された当該表の内容では、研究支援業務の目的を達成することが困難です。研究支援業務の各細目の数量等の仕様を明示してください。ご提示いただけないと「入札参加資格の意思決定」が実施できませんので、回答をお願いします。	別表5.1に示されている個別の研究支援業務の数量等の仕様については、要求水準書の「5章研究支援」に明示しています。なお、ご理解を容易にするために、別表5.1の補足を示す予定です。
100	要求水準書全般								6月末に公表された要求水準書(案)のどこが変更されて7月2日に公表された要求水準書となったのか明示して頂けないでしょうか。例えば要求水準書に変更点を朱記する等して頂ければ、大変助かります。	No. 97を御参照ください。

< 落札者決定基準に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
101	(1)提案内容の明確化・詳細化の扱い	7	3	3	(1)				～その内容が提案水準となるものとするがありますが、あくまでも提案価格の範囲内で行うことを求められるものであって、際限なく(事業者の持ち出し)で従わなければならないものではないとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、事業者にとって過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由を詳細にご教示いただけませんか。	御理解のとおりです。
102	(1)提案内容の明確化・詳細化の扱い	7	3	3	(2)				～事業実施条件として加味するものとするがありますが、あくまでも提案価格の範囲内で行うことを求められるものであって、際限なく(事業者の持ち出し)で従わなければならないものではないとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、事業者にとって過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由を詳細にご教示いただけませんか。	御理解のとおりです。
103	(1)総合評価の手順	11	3	5	(1)				落札者の決定方法について、入札説明書P17では「審査委員会において…優秀提案者を選定する。」と記載があり、また、落札者決定基準P1では「審査委員会は各入札参加者からの事業提案に関する評価案を機構に報告し機構はこれを受けて落札者を決定する。」と記載があります。一方、落札者決定基準P11では「総合評価値に基づいて入札参加者の順位付けを行い、最終的に機構において総合評価による落札者を決定する。」と記載があります。「最終的に機構において…落札者を決定する。」とはどのような意味でしょうか。	入札説明書等に関する質問回答(第1回)No. 23を御参照ください。

< 基本協定書(案)に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
104	第7条 事業契約の締結	3	7	4					甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができるとありますが、各号の事由は、本件の入札に関してのものに限られるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、多大な提案費用、時間を費やして応札する事業者にとって過度なリスク転嫁であり、応札を断念せざるを得ない可能性も高まると思料しますので、その理由を詳細にご教示いただけませんか。	御指摘の趣旨は、第14条と同趣旨であるため、明確化のために、基本協定書第7条第4項を「甲は、事業契約の締結がなされる前に、本事業に関して、乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる」に訂正します。なお、「本事業に関して」という趣旨は事業契約書第56条第3項の「本事業の締結に至るまでの一連の手続き(入札を含む)に関して」と同一の趣旨です。
105	第7条 事業契約の締結	3	7	4					違約金支払いの対象となる違反行為が規定されておりますが、独占禁止法に関する違反行為は、本PFI事業の応募に関する違反行為のみとの理解ですが、念のため確認させて下さい。本PFI事業と関係の無い事由で事業契約が締結されず、かつ違約金を支払うリスクを抱えることは、入札参加希望者にとって受入不可能です。次のとおり修正願います。 修正前：「…事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは…」 修正後：「…事業契約の締結がなされる前に、本事業に関して、乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは…」 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 104を御参照ください。
106	第14条 談合等不正行為があった場合の措置	4	14	1					「契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)」とありますが、数十億円に及ぶ可能性が考えられ、入札参加者に対して課す違約金としては法外だと考えます。再考頂く様、要望致します。(この違約金の法外な額のために、一民間企業として、本PFI事業に取り組むか否かを検討するまでに及ぶ金額だと考えております。) 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	第14条に定める談合等は、コンソーシアムが自らの意思で、入札制度の趣旨を没却する重大な法令違反を行った場合であり、また、第14条に関しては、「本事業に関して」との限定を設ける点からも、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金とすることは不合理ではないと考えております。なお、事業者の債務不履行に基づく契約解除の場合の違約金につきましては、解除の対象となる業務によって区分けしておりますので、事業契約書第59条第1項を御参照下さい。
107	第14条 談合等不正行為があった場合の措置	4	14	1					談合等不正行為があった場合の措置として、違約金をお支払する趣旨自体は理解しておりますが、乙(入札参加者全体)で連帯するというのは合理的でないと考えます。乙内の帰責者にて負担する建付けへ変更頂く様、次のとおり修正願います。 修正前：「…か否かにかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき…」 修正後：「…か否かにかかわらず、甲の請求に基づき…」 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	コンソーシアムとして御提案の上、入札に参加される以上、その構成員によって本事業に関する入札手続において談合等が行われた場合には、コンソーシアム全体で連帯して責任を負担していただくのは何ら不合理ではないと考えますので原案どおりとします。なお、連帯債務の履行後に、乙内でいかなる求償関係とするかは、基本協定書とは別に乙内でご検討いただく問題であると考えます。
108	第17条 協定の有効期間	6	17	2					本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条ないし第16条及び第20条の規定の効力は存続するものとするありますが、このままでは期限の定めがなく永久に存続することとなりますので、期限を定めていただけませんか。定めていただけない場合は、業者にとって過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由を詳細にご教示いただけませんか。	以下の理由により、原案どおりとします。 第13条については、本事業の準備に関して既に支出した費用の各自負担を定めるものであり、期限の定めがなくとも乙・丙にとって過度なリスクにはならないものと考えます。 第14条については、同条に定める談合等は、コンソーシアムが自らの意思で、入札制度の趣旨を没却する重大な法令違反を行った場合であり、また、同条に関しては、「本事業に関して」との限定を設ける点やさらに時効制度も存することからも、期限の定めがなくとも乙・丙にとって過度なリスクにはならないものと考えます。 第15条については、違約金が支払われない場合の遅延利息であり、民事法定利率も同様の割合であることとの対比においても、期限の定めがなくとも乙・丙にとって過度なリスクということでないものと考えます。 第16条については、本事業の特殊性に照らしても、秘密保持・個人情報保護等の義務について期限の定めがないとしても不合理であるとはいえないものと考えます。 第20条については、基本協定に関する紛争の裁判管轄を定める規定ですので、期限の定めがなくとも乙・丙にとって過度なリスクにはならないものと考えます。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
109	別紙4 出資者誓約書の様式	12	別紙4						<p>各出資者が誓約する文書との趣旨自体は理解しておりますが、乙(入札参加者全体)で連帯するというは合理的でないと考えます。各出資者が自らのことにつき誓約する建付けへ変更頂く様、次のとおり修正願います。</p> <p>修正前：「…機構に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。」 修正後：「…機構に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証をします。」</p> <p>「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。</p>	No. 107を御参照ください。

< 事業契約書(案)に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
110	第1条 定義	2	1		1	1	(21)		<p>「施設整備対価」とは、別紙5に記載のとおり、「割賦手数料」も含まれる、との理解ですが、念のため確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。</p>	御理解のとおり施設整備対価には割賦手数料を含みます。詳細は、入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法をご覧ください。
111	第1条 定義	3	1		1	1	(36)		<p>「施設整備対象部分完成予定日」とありますが、他の条文での記載内容と平仄をとっていただくために「施設整備対象部分全部閉鎖予定日」と定義していただけないでしょうか。</p>	原案でも御理解可能と考えますが、明確化のため、御指摘をふまえて「施設整備対象部分完成予定日」を「施設整備対象部分全部完成予定日」に訂正します。
112	第8条 追加費用への対応	4	2		8	1			<p>貴機構が負担すべき追加費用が発生した場合、追加費用の負担に代えて、事業者がその後に行うべき業務の内容を変更することができるとありますが、当該変更により、追加費用の発生を回避し、事業者の入札時価格の枠内に収めるという理解でよろしいでしょうか。 また、当該内容変更は貴機構と事業者との協議により決定されるものの、協議が整わない場合には貴機構が合理的な変更内容を定めるとありますが、協議期間に関し具体的な期間についてご教示頂きたく存じます。</p>	前段については、業務内容の変更などの調整してもなお追加費用が発生した場合については、第53条に従います。 後段については、協議期間は事象によっても異なると考えますので、一概には回答できません。なお、個別の事象における協議期間は、事業者からの意見もふまえて設定します。
113	第8条 追加費用への対応	4	2		8				<p>「本事業の遂行において、機構が負担すべき追加費用が発生した場合、機構は、その追加費用の全部又は一部の負担に代えて、事業者がその後に行うべき業務の内容を変更することができる。この場合において、業務内容の変更は、機構と事業者で協議の上、これを定める。」とあります。 一方、本事業の遂行にあたって、特別目的会社が金融機関より借入れを行うことが必須となると考えておりますので、本条項等の対応についても金融機関との協議等を踏まえた上での対応が必要となることを貴機構にはご理解頂いておりますとは十分承知しておりますが、念のためその旨確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。</p>	業務内容の変更にあたっては、事業者への融資に与える影響も考慮するとともに、必要に応じて金融機関からも意見聴取を行うことを想定しています。
114	第12条 保険	5	2		12	1			<p>第21条第4項、第37条第4項、第45条第4項を参照していますが、それぞれ第4項ではなく、第2項であるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	御指摘をふまえて、第12条を次の通り訂正いたします。 「・・・又は施設整備企業(第21条(施設整備業務における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。)、維持管理企業(第37条(維持管理業務における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。))若しくは研究支援企業(第45条(研究支援業務における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。))をして、・・・」
115	第14条 臨機の措置	6	2		14	4			<p>臨機の措置について、事業契約書(案)第14条第4項で「(中略)事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については、機構がこれを負担する。(以下省略)」と規定されておりますが、具体的にどのような事態を想定しているのかご教示願います。また、これには金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	臨機の措置は、災害等が生じた場合あるいは生じそうになった場合でも、事業者は、自らの業務の適切な遂行を確保し、第三者への被害を生じさせない、あるいは減少させるために、一般的には、自らの費用で、工事材料、工事目的物、仮設備、維持管理に必要な備品、その他業務の現場を管理する必要があることに基づく規定であり、そのような場合を想定しています。従って、臨機の措置により金融費用が生じることや機構がこれを負担することは想定しておりません。
116	第15条 一般的損害	6	2		15				<p>の施設整備対象部分～とありますが、先頭の文字が抜けていると史料しますので、先頭部分についてご教示いただけませんでしょうか。</p>	御指摘の箇所は、「施設整備対象部分引渡し前に本件施設に生じた損害・・・」に訂正します。
117	第18条 設計図書の変更	6	3	1	18				<p>機構の請求により設計図書の変更を行う場合に、事業者の追加費用が発生した場合は、当該追加費用は機構が負担するとの理解で宜しいでしょうか。また、当該追加費用には、事業者の融資に係る金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりですが、第53条に規定するとおり、増額分と減額分を調整することも想定しております。
118	第18条 設計図書の変更	6	3	1	18	2			<p>設計図書の変更について、事業契約書(案)第18条第2項で「事業者が機構の承諾を得て、事業者の責めに帰すべき事由(事業者の提案に係る設計図書の不備による場合を含む。)により設計図書の変更を行う場合、当該変更により事業者に追加負担が生じたときは、事業者がその追加費用を負担する。」と規定されておりますが、仮に貴機構の責めに帰すべき事由により設計図書の変更を行い、当該変更により事業者に追加負担が生じたときは、貴機構が追加費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 117を御参照ください。
119	第21条 施設整備業務における第三者の使用	7	3	2	21	2			<p>～その旨を書面で通知するとともに、機構の承諾を得なければならないとありますが、「当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。」の誤りではないでしょうか。(第37条、第45条の書きぶりと同様に平仄を合わせると、上記のようになるため、質問しています。) その場合、承諾を得るのは契約書案についてであるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	前段については、御指摘をふまえて、「・・・その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。」に訂正します。 後段については、原則としてご理解のとおりですが、これ以外にも、機構の内部規定に基づき、機構から指名停止を受けているものの下請け又は再委託することについては承諾しない場合があります。
120	第25条 工期の変更	9	3	2	25	3			<p>施設整備対象部分全部完成予定日、施設整備対象部分全部引渡し予定日が変更された場合でも、第55条に定める本契約期間の終期は変更しないとありますが、この場合におけるサービス対価の支払に関して、仮に施設整備対象部分全部引渡し予定日が後ろ倒しとなった場合には、部分払いの金額・支払回数が増加し、割賦払いの金額・支払回数が減少するものとし、施設整備対価の総額は変わらないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。ただし、工期の変更に伴って追加費用が生じた場合には、帰責者が当該費用を負担することとします。また、不可抗力や法令変更による場合には、事業契約書の規定に従って負担します。
121	第26条 工事の一時中止	9	3	2	26	3			<p>工事の一時中止について、事業契約書(案)第26条第3項で「(中略)機構は必要となった合理的な追加費用又は被った合理的な損害を負担する。」と規定されておりますが、これには金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、合理的な追加費用又は被った合理的な損害についての具体的な判断基準をご教示願います。</p>	前段は、合理的な範囲の金融費用等も含まれます。 後段は、事象によっても異なるため、現時点で具体的な基準を示すのは困難です。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	①	7	—		
122	第27条 工事の中断	9	3	2	27				機構は、～一時中断させることができるとありますが、中断が頻繁に行われた結果、工期遅延が発生した場合の工期延長や事業者が生じた増加費用等のリスクは、機構が負担していただけたらと理解でよろしいでしょうか。	本条は、本件工事の過程におけるデータの取得等の必要な研究開発業務の実施や、見学者等の来訪者の立入りのための一時的な工事の中断であり、要求水準書の【別表4. 10】にその想定頻度を記載しています。したがって、事業者においては、かかる想定頻度を前提として工期等のご提案を頂く必要があります。なお、想定頻度を著しく超える中断により工期の延長が生じた場合には、これによる増加費用等は機構の負担となります。なお、不可抗力若しくは法令の変更による場合は、事業契約書において別途定める負担方法によりますので、その旨を明確化するため、第26条第3項の「第1項の工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、」との記載を、「第1項に基づき工事の施工が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、」に修正します。
123	第34条 瑕疵担保	10	3	2	34	2			瑕疵の修補又は損害賠償の請求は「施設整備対象部分の全部の引渡しを受けた日(平成27年3月予定)から2年以内」とされており、施設整備対象部分完成部分については、実質的な瑕疵担保期間が長期にわたり、事業者の負担が大きくなります。そもそも、各引渡しの時点で所有権は貴機構に移っているため、竣工前の部分利用に該当するような考え方でないと思われず。つきましては、「施設整備対象部分完成部分の引渡しを受けた日からそれぞれ2年以内」と修正頂きます様、強く要望します。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	本事業において、事業者は、施設の整備を行うだけでなく、施設の所有権を順次機構に移転した後も、施設全体の維持管理等を行うこととしています。このため、瑕疵担保期間の起点を施設整備の終了時(平成27年3月予定)としています。
124	第34条 瑕疵担保	11	3	2	34	4			第4項では、機構に所有権が移転された機器・備品等の瑕疵についてのみ記載がありますが、施設整備対象部分間引渡部分についても同様に本条第4項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	第4項は、機器・備品について瑕疵担保責任を軽減する特例です。施設整備対象部分完成引渡部分については第4項の適用はなく、第1項及び第2項によります。
125	第37条 維持管理業務における第三者の使用	11	4	1	37	2			～その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならないとありますが、承諾を得るのは契約書案についてであるとの理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、これ以外にも、機構の内部規定に基づき、機構から指名停止を受けているものに下請け又は再委託することについては承諾しない場合があります。
126	第40条 地下施設の修繕	12	4	2	40	1 2			地下施設の修繕について、事業契約書(案)第40条第1項及び第2項で「事業者は、自らの責任と費用負担において、地下施設に影響を及ぼす修繕を行う場合、(以下省略)」(第1項)、「機構の責めに帰すべき事由により地下施設の修繕を行った場合、機構は、これに要した一切の費用を負担する。」(第2項)と規定されていますが、前者は、経年劣化等に伴う一般的な施設修繕等を意図しており、後者は、地下既施設部分に瑕疵等が存在し、その修繕を行う場合等を意図しているとの理解でよろしいでしょうか。また、一般的な施設修繕と瑕疵の存在に伴う修繕とを判断する基準についてご教示願います。	第1項は、一般的な施設修繕のみならず、施設整備対象部分について瑕疵があった場合や事業者の責めにより地下施設が損傷された場合等、事業者が修補すべき全ての場合を定めたものであり、第2項は地下施設既設部分に瑕疵があった場合や機構の責めにより地下施設が損傷された場合の修繕費用の負担を定めたものです。一般的な施設修繕と瑕疵の存在に伴う修繕との違いは、修繕を要する部分が瑕疵に起因するか否かによって区別されます。
127	第45条 研究支援業務における第三者の使用	13	5	1	45	2			～その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならないとありますが、承諾を得るのは契約書案についてであるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 125を御参照ください。
128	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	1			サービス対価の支払原資の財政的担保及び事業の継続性について、前回の「実施方針に関する質問回答No.39」においてご回答いただいておりますが、今回のサービス対価の支払原資は、国から毎年度交付される運営費交付金であることから、年度毎の予算措置リスク(予算の減額、廃止等)が残る事業と考えられます。今後の行政刷新会議での事業仕分けの動向や国の原子力政策の変更等により予算が減額され、本事業のサービス対価が支払不能となった場合、現行では最終的に国が当該債務を負担する建付けとなっていないかと存じます。このことに関して、本事業の円滑な遂行を目的として、前のご回答以外での貴機構のお考え、具体的なサービス対価支払に係る担保措置策等につきご教示頂きたく存じます。	前段は、御理解のとおりです。実施方針に関する質問回答No. 39のとおりです。
129	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	1			国立大学法人におけるPFI事業のサービス対価支払原資は特定の事業に紐付けされた国の施設整備費補助金となっておりますが、本事業では、貴機構内部での資金使途に関する制約が少ない運営費交付金となっております。本事業のサービス対価支払原資となる運営費交付金は、貴機構の電源利用勘定として交付されるものとの理解でよろしいでしょうか。万が一、予算の減額等により、本事業のサービス対価支払に懸念が生じる場合、貴機構の他事業・他勘定に交付された運営費交付金を本事業のサービス対価支払に充当する等、貴機構内部での資金融通等の策を、事業者との協議により設定される最長60日間の期間内に機動的に行っていたらけるものとの理解でよろしいでしょうか。また、このような事態が発生する可能性に鑑み、貴機構内部の他事業・他勘定に交付された運営費交付金を本事業のサービス対価支払に優先させることを明示した書面等のご提示等、貴機構内部でのサービス対価支払に関する財政的担保策を行っていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No. 39のとおりです。
130	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	1			貴機構が事業者に対し支払うサービス対価の支払原資である運営費交付金については、国の予算措置を条件として、単年度ベースで交付されるものと理解していますが、本事業の継続性の点から、事業期間全期間に亘り、当該運営費交付金につき後年度分も含めて運営費交付金の交付決定を文部科学省から得ていること等、サービス対価支払につき何らかの財政的担保を確保されているとの理解でよろしいでしょうか。また、財政的担保が確保されている場合には、具体的な確証につきご提示いただきたく存じます。	実施方針に関する質問回答No. 39のとおりです。
131	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	1			サービス対価の支払について、事業契約書(案)第50条第1項で「(中略)但し、緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、別途サービス対価の支払やその他の追加の支払を行うことを要しない。」と規定されています。一方、第14条第4項(臨機の措置)で「(中略)通常管理行為を超えるものとして、事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められる部分については、機構がこれを負担する。(以下省略)」と規定されていますが、双方の条文の解釈及び判断基準について、ならびに貴機構が想定している状況や事象についてご教示願います。	緊急時の措置とは、要求水準書の各所で規定している緊急時の対応であり、第14条で規定する災害防止等のための臨機の措置とは異なります。明確化のために、50条1項のご指摘部分を「但し、要求水準に定める緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、」に修正いたします。
132	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	1			但し、緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとしてありますが、ここで言う「緊急時の対応業務」の定義及び具体的な業務内容についてご教示いただけませんか。もし第14条に定める「臨機の対応」を指す場合は、増加費用等の扱いは第14条第4項に従うとの理解でよろしいでしょうか。もし、「臨機の対応」を指さない場合は、第14条第4項と同様、事業者負担となるのは「通常管理行為」の範囲内に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 131を御参照ください。
133	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	4			～機構における支払期日に機構の所定の方法により、第1項に定めるサービス対価を支払うとありますが、ここで言う「支払期日」及び「所定の方法」について、具体的にご教示いただけませんか。(金融機関からの融資を検討する際に必須であるため、質問しています。)	入札説明書等に関する質問回答(第1回) No. 37を御参照ください。
134	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	5			前項による支払が著しく困難な場合は、事業者と協議の上、特別の期間を定めることができるとありますが、著しく困難とは、具体的にどのような状況を指すのかご教示いただけませんか。(債務負担行為額を設定いただけていない本件において、どのような状況かご教示いただければ、金融機関からの融資を受けられなくなることを危惧し、質問しています。)	例えば、銀行の振り替え業務が長期間に亘り施行できないような場合などがこれに当たります。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	7		
135	第50条 サービス対価の支払	15	6	1	50	5			前項による支払が著しく困難な場合は、事業者と協議の上、特別の期間を定めることができるとありますが、支払遅延に伴い事業者が発生した増加費用等(金融費用も含む)については、機構が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。(機構帰責によるにも関わらず、負担いただけないことは著しく不合理であるため、質問しています。)	機構に一方的に帰責事由がある場合には、御指摘のとおりです。
136	第51条 サービス対価の変更	16	6	2	51				「入札説明書別紙1「サービス対価の構成及び支払方法」に従って、改定される。」とありますが、事業契約書の条件として締結したことを明確にするため(仮に入札説明書が改定された場合に、事業契約書においても改定されたことを明確にするため)、事業契約書(案)に新たに別紙として「入札説明書別紙1「サービス対価の構成及び支払方法」と同内容の文書を追加頂く様、お願い致します。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	第51条で示された通り、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」も本契約の一部として契約条件になりますので、御指摘の事項は明確になっているものと考えます。
137	第53条 サービス対価の調整	16	6	2	53	1			サービス対価の調整について、事業契約書(案)第53条第1項で「機構は前条に定める場合を除き、本契約の規定に従い、施設整備対価、維持管理対価及び研究支援対価の増額が生じる場合には、第8条(追加費用への対応)に定める業務内容の変更に関する規定に従って対応する。」と規定されております。これは、仮にサービス対価の増額が生じた場合、第8条(追加費用への対応)の規定に従い、事業者が行うその後の業務内容を変更する等により、別紙5で定めるサービス対価の金額を変更せず、既存のサービス対価相当額の範囲内とすること等により増加費用の発生を回避するように努め、そのような努力を行ってもサービス対価の増額発生した場合には、当該増加費用相当を支払うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
138	第53条 サービス対価の調整	16	6	2	53	3			施設整備費対価の増額変更が生じる場合の対価支払方法については、当該増加分を割賦金額に加えた上、割賦で支払うのではなく、別途追加で一括払いを行うことや、建設期間中であれば毎年度の一時払い分で調整いただくこと等、事業者が民間金融機関から借り入れるローン金額に影響を与えないかたちに行っていたらどうか存じます。	支払い方法は、生じた事象、予算措置の方法等により異なりますので、一概には言えませんが、御指摘のような対応も含めて協議する予定です。
139	第56条 事業者の債務不履行による契約解除	17	7	2	56	1	(5)		事業用地の使用許可が取り消されたときとありますが、事業者が機構から許可を取り消されるときは、具体的にどのようなときかご教示いただけませんかでしょうか。(一方的に、合理的な理由もなく、機構が取り消すことはないと思料しています。)	原則として、事業者に帰責事由がなければ、使用許可を取り消すことは想定しておりません。
140	第56条 事業者の債務不履行による契約解除	17	7	2	56	1	(5)		「事業用地の使用許可が取り消されたとき。」とありますが、事業者帰責でないときにおいても、事業者の債務不履行による契約解除とされることは絶対に受け入れられません。 「事業者の責めに帰すべき事由により、事業用地の使用許可が取り消されたとき。」と修正頂きます様、強く要望致します。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 139を御参照ください。
141	第56条 事業者の債務不履行による契約解除	17	7	2	56	2	(2)		「事業者の責めに帰すべき事由により」とありますが、第1条第1項第30号に規定される不可抗力(災害対策基本法第2条第1項に定める災害、その他地滑り、突発的な湧水、ガス噴出、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工事用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの(本件入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。))等については、事業者の責めに帰すべき事由に該当しないことを念のため、確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	基本的に御理解のとおりですが、本件入札説明書で水準が定められている場合はその範囲で事業者の帰責事由となることに御留意下さい。
142	第56条 事業者の債務不履行による契約解除	17	7	2	56	3			貴機構と事業者(特別目的会社)の2社による契約にも係らず、「構成員又は提案書等で明示した協力会社」の事由によるものを事業者帰責とされることは絶対に受け入れられません。 第3項を全て削除頂く様、強く要望致します。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業者の実質的な主体又は業務遂行者が、構成員及び協力会社であり、また第56条第3項の各号は、事業契約の締結に至るまでの一連の手続きに限定していることから、原案は、特に不合理な規定であるとは認めませんので、原案どおりとします。なお、違約金については、第59条第2項、第3項で基本協定書に基づき、構成員又は協力会社が義務履行すれば免除されることとしています。
143	第56条 事業者の債務不履行による契約解除	17	7	2	56	1			「本契約の全部又は一部を解除することができる」とありますが、一部契約解除については、維持管理業務のうちの一部を契約解除する(例えば、見学者等来訪者対応支援業務のみについて契約解除する)、という理解でよろしいでしょうか。念のため、ご教示下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	一部解除の態様は様々なものが考えられますが、御指摘の場合も含まれます。
144	第57条 本件施設の完成前の解除	18	7	2	57	3			出来形部分に利用価値があり、かつ貴機構がこれを利用した場合に、当該出来形部分に対する施設整備対価を支払うとありますが、利用価値があるとご判断されたにもかかわらず、貴機構が利用されないケースとは、第6項で定められる原状回復以外に、具体的にどのような状況を想定されているかご教示下さい。 現行案では事業者が過度なリスク負担を強いものと考えられますので、出来形部分に利用価値があるのであれば、貴機構の利用の有無を問わず、施設整備費対価をお支払いいただくことにつきご検討願います。	一般的には利用価値があると認められる場合であっても、事業継続上等の観点から、出来高部分を利用せずに引き継ぎ業者に新たに整備を発注した方が適当と認められる場合等を想定しています。なお、現行案では事業者が過度なリスク負担を強いものと考えられますことのご指摘の点については、第57条はあくまで事業者の債務不履行に基づく解除ですので、不合理ではないものと考えます。なお、要求水準に従って業務を実施している限り、出来形については、基本的には利用価値があると考えており、また機構が利用するものと考えています。
145	第57条 本件施設の完成前の解除	18	7	2	57	3			～本施設の出来形部分がある場合には、これを検査の上、出来形部分に利用価値がある場合で、かつ機構がこれを利用した場合には、当該出来形部分に対する施設整備対価を支払うとありますが、社会通念上当該出来形を買い取ることが合理的であれば、利用価値の有無、機構の利用の要否を問わず、施設整備対価は支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、金融機関からの融資は不可能になると思料します。	社会通念上、当該出来形を買い取ることが合理的であっても、事業継続上等の観点から、出来高部分を利用せずに引き継ぎ業者に新たに整備を発注した方が適当と認められる場合には、出来高部分の買い取りは行われず、施設整備費対価の支払いはないものご理解下さい。なお、機構が出来高部分を利用しない場合で、原状回復を請求した場合には、事業者において原状回復義務を負担していただくこととなります(第57条第5項)、第57条はあくまで事業者の債務不履行に基づく解除ですので、不合理ではないものと考えます。なお、要求水準に従って業務を実施している限り、出来形については、基本的には利用価値があると考えており、また機構が利用するものと考えています。
146	第57条 本件施設の完成前の解除	18	7	2	57	5			～事業者は、機構が定めた期間内に当該部分を原状に回復しなければならないとありますが、社会通念上原状に回復することが合理的な場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、金融機関からの融資は不可能になると思料します。	社会通念上原状に回復することが合理的な場合でなくとも、事業継続上等の観点から出来高部分を利用せずに引き継ぎ業者に新たに整備を発注した方が適当と認められる場合には、原状回復を求めることとなります。第57条はあくまで事業者の債務不履行に基づく解除ですので、不合理ではないものと考えます。なお、要求水準に従って業務を実施している限り、出来形については、基本的には利用価値があると考えており、また機構が利用するものと考えています。
147	第57条 本件施設の完成前の解除	18	7	2	57	7			原状回復について記載されていますが、前述の第5項と本第7項の違いが判然としません。それぞれの想定について、もう少し具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	第7項は削除します。また、第8項の「前条の場合において」を「第5項の場合において」と訂正します。
148	第59条 違約金等	19	7	2	59	1	(1)		「解除対象となった業務が施設整備業務の場合は、施設整備対価の総額から解除時までに機構に引渡済みの本件施設に対する施設整備対価を控除した額の100分の10に相当する額」とありますが、施設整備対象部分全部引渡予定日(平成27年3月31日)以降については、当該違約金は発生しない、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	施設整備対象部分全部引渡予定日(平成27年3月31日)に、施設整備対象部分の全部の引渡しを行った場合には、その後は当該違約金は発生しません。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	7		
149	第59条 違約金等	19 他	7	2	59			2 3 6 7	貴機構と事業者(特別目的会社)の2社による契約にも係わらず、「構成員又は提案書等で明示した協力会社」の事由によるものを事業者帰責とされることは絶対に受け入れられません。第2項、第3項、第6項及び第7項を全て削除頂く様、強く要望致します。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業者の実質的な主体又は業務遂行者が、構成員及び協力会社であり、また第56条第3項の各号は、事業契約の締結に至るまでの一連の手続きに限定していることから、原案は、特に不合理な規定であるとは認めませんので、原案どおりとします。なお、違約金については、第59条第2項、第3項で基本協定書に基づき、構成員又は協力会社が義務履行すれば免除されることとしています。
150	第65条 本契約終了時の本件施設の状態等	22	7	7	64			4	本項において、増加費用と追加費用が混在して記載されています。両者の定義について、それぞれご教示いただけませんか。	増加費用と追加費用は同義です。表現を統一します。
151	第65条 本契約終了時の引き継ぎ等	22	7	7	65			2	本項において、増加費用と追加費用が混在して記載されています。両者の定義について、それぞれご教示いただけませんか。	No. 150を御参照ください。
152	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			3	貴機構帰責により契約解除となった場合、事業者が履行済みの業務に相当するサービス対価については、契約解除前のスケジュールどおりに支払うとありますが、通常のPFI案件では、残額一括あるいは契約解除前のスケジュールどおりの支払のいずれかとなっているケースが大半です。本事業については、残額一括支払が規定されていない明確な理由をご教示下さい。	御指摘をふまえて「契約解除前の支払いスケジュールどおり・・・」を「機構の選択により、一括で支払うか又は契約解除前の支払いスケジュールどおり・・・」に訂正します。
153	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			3	～機構は、事業者に対し、～契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとありますが、支払い遅延が発生し、事業者が解除権を行使している状況にあって、「スケジュールどおりに支払う」とは、どのようなことを意味するのか、具体的にご教示いただけませんか。	遅延が生じている部分は、事業契約書の規定に従い、遅延利息等を含めて支払うと同時に、支払期が到来していない対価については、スケジュールどおりに支払うことを意味します。No. 152も御参照ください。
154	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			4	貴機構帰責により契約解除となった場合、事業者が履行済みの業務に相当するサービス対価については、契約解除前のスケジュールどおりに支払うとありますが、通常のPFI案件では、残額一括あるいは契約解除前のスケジュールどおりの支払のいずれかとなっているケースが大半です。本事業については、残額一括支払が規定されていない明確な理由をご教示下さい。	No. 152を御参照ください。
155	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			4	～機構は、事業者に対し、～契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとありますが、支払い遅延が発生し、事業者が解除権を行使している状況にあって、「スケジュールどおりに支払う」とは、どのようなことを意味するのか、具体的にご教示いただけませんか。	No. 153を御参照ください。
156	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			5	貴機構帰責により契約解除となった場合、事業者に発生した増加費用及び損害を支払うとありますが、この事業者に発生した追加費用及び損害には、事業者が金融機関からの借入に関連し発生するブレイクファンディングコスト等金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
157	第60条 機構の債務不履行による契約解除	20	7	3	60			5	本項において、増加費用と追加費用が混在して記載されています。両者の定義について、それぞれご教示いただけませんか。	No. 150を御参照ください。
158	第62条 法令改正等による契約の終了	21	7	5	62				政府の原子力政策の方針転換等、仮に本事業が中止又は延期となり、本契約が解除された場合、本条の規定を準用するという理解でよろしいでしょうか。	62条は、本事業に直接影響を及ぼす法令の制定または改正による契約終了に関する規定であり、政府の原子力政策の方針転換等がかかる法令の制定または改正による場合はご指摘のとおりですが、そうでない場合には、第61条の任意解除が適用されることとなります。
159	第68条 法令改正等による増加費用の負担	23	8		68				本事業に直接影響を及ぼす法令改正等について、対象となる法令は別紙8に記載の通りと理解しておりますが、例えば、貴機構の解散、国の原子力政策の変更等により既存の関連独立行政法人との合併等、貴機構の存続に直接影響を与える法令も別紙8の本事業に直接影響を及ぼす法令に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
160	第71条 不可抗力による増加費用等の負担	23	9		71			2	第1条第1項第30号に規定される不可抗力のうち、「工事情力電力の停電」についてのみ、その判断基準(12時間以上かどうか)を設ける意図が分かりかねます。第2項を削除頂くか、その判断基準の合理性をご説明頂く様、強く要望致します。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	本事業地点の電力供給事情、燃料供給事情等を考慮して、想定すべき停電時間として、12時間の基準を設けています。
161	第72条 事業者による表明・保証及び誓約	24	10		72			(2)	事業者に対し融資を行う金融機関が本事業契約等に担保権等の設定を行う場合、本項で規定されている手続を行えば、基本にご承諾いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、機構の承諾は、その時点における具体的な事情を総合的に勘案して行うものですので、事業者において同号記載の手続が踏まれたら、必ず承諾がなされるということではありません。なお、個々の内容により別途、手続きが必要な場合があります。
162	第73条 契約の保証	24	11		73			2	入札説明書P3によれば「工事情力設備の調達・設置業務」は施設整備業務に含まれると規定されています。事業契約書(案)第73条第2項に規定する履行保証の範囲について、「工事情力設備の調達・設置」相当費用は施設整備に係る履行保証の対象とし(保証有効期間は工事開始日から竣工日まで)、維持管理業務に係る履行保証の対象ではないとの解釈でよろしいでしょうか。さらに前施工者から引き継いだ仮設備は一切履行保証の対象にならないとの解釈でよろしいでしょうか。	引き継いだ仮設備も含めて維持管理業務に関する履行保証等の対象と考えております。
163	第73条 契約の保証	24	11		73			2	「施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額の100分の10以上」ありますが、本PFI事業については工事情力設備の引継ぎを入札条件とされており、ただし、一般の履行保証保険は新規設置でなければ保険対象とならないことから、工事情力設備にかかる保証金額又は保険金額(3,039百万円)については控除頂く様、強く要望致します。(このような保険の付保が現実的に不可能な場合、本PFI事業が成立しないこととなるのではと危惧しております。)(もしくは、公平性を担保した上で、工事情力設備についても保険対象とすることが可能な保険会社をお示し下さい。)	No. 162を御参照ください。
164	第73条 契約の保証	25	11		73			(3)	維持管理業務に係る履行保証等の有効期間は維持管理期間全期間とありますが、銀行保証等を利用する場合は、単年度ごとに契約更新というかたちが一般的となります。仮に、銀行保証等にて対応する場合は、単年度ごとの契約更新で維持管理期間全期間に対応することを許容いただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答(第1回) No. 22を御参照ください。
165	第78条 財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施	26	12		78			1	「当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。」とありますが、財務諸表及び年間業務報告書には、事業費内訳を類推できる内容が記載されているなど、事業者のノウハウ流出につながるため、当該書類の公開はできない建て付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
166	第78条 財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施	26	12		78			1	当該書類の公開を行う主体は、「機構」との理解で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。明確化のため、第78条第1項を次の通り訂正します。「また、機構は、当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。」

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			
167	第92条 融資団との協議	31	13		92	1				「機構は事業者からの要請に基づき、機構において必要と認めた場合は…融資団との間において…別途協定を締結することができる。」と記載されていますが、機構は協定の締結を予定されていますでしょうか。	機構が選定した事業者提案を実現する前提として、融資団との協定が必要となる場合は、協定の締結を行う場合がありますが、協定の内容は協議によることとなり、機構において了解可能な内容であることを前提とします。
168	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	38	別紙6							本別紙の規定は、「業務状況の監視の基本的な考え方」にあるように、要求水準未達を防ぐことが目的であると推察致します。にもかかわらず、直接的に支払いの留保、事業費の減額又は罰則点の付与の措置につながる「改善勧告」が第一弾として位置付けられていると思われませんが、どうしてでしょうか。基本的な考え方から推察致しますと、まずは「改善要求」の手続きがあり、「改善要求」を経ても事業者の要求水準見達が明らかに改善されない場合においてのみ、「改善勧告」がなされるべきではないでしょうか。(なお、本文の方には第24条第3項等、「改善要求等」という文言が使用されており、基本的な考え方と則った記載となっております。)	未然に要求水準の未達を防止するためには、減額又は罰則点の付与の措置の可能性のある改善勧告を定めることも合理的であって、改善要求を行ったうえでしか改善勧告を行えないという修正には応じかねます。改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもおお要求水準の実現が困難になった場合には、減額を課すことは何ら不合理ではありませんし、債務不履行により重大な事象を生じしめた場合には、ペナルティーが課せられるのはむしろ当然であり、改善要求後でなければこれを課せられないということに合理性はないものと考えます。また、重大な事象以外の場合には、累積罰則点が10点以下であれば減額も行われないのであり、この点においても、原案には合理性があるものと考えますので、原案どおりとします。
169	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	41	別紙6		3章	1	(1)			施設整備業務の要求水準の実現が困難になった場合、事業費内訳書に基づく当該部分に係る施設整備費の減額を行うことができる。また、あわせて減額と同額の違約金を課することができる。減額のみならず減額と同額の違約金を課することは事業者に過度な負担を与えるものと思料されます。例えば、施設整備費が100億円であった場合において、減額額が40億円とすると、違約金額は40億円となり、金融機関が融資を検討する際には、当該違約金等のリスクも勘案した金融条件を提示せざるを得ず、事業者のみならず、貴機構におかれても結果的にコスト高に成るうかと思われま。これらの点から、違約金については免除いただくことにつきご検討頂たく存じます。	まず、減額については、施設整備業務が履行されていない以上、当該履行されていない部分の施設整備費用が減額されることは当然のことと考えます。また、違約金については、施設整備業務に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもおお達成されない場合に課せられるものであることから、不合理ではないと考えますので、原案どおりとします。
170	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	41	別紙6		3章	2	(1)			施設整備業務の要求水準未達時において、当該事象が改善されるまでの間当該業務不履行の属する事業費内訳書の区分に係る施設整備対価の支払を留保することができる。この場合、留保される可能性がある施設整備対価は施設整備期間中に支払われる一時払い分についてのみ適用されるとの理解でよろしいでしょうか。完工引渡後に支払われる割賦払い分には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご指摘のご理解のとおりですが、工期が遅延した場合等には、割賦払いも留保される可能性はあります。
171	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	41	別紙6		3章	2	(1)			施設整備対価の支払留保に関して、具体的なメカニズムや留保期間、仮に、当該事象が改善されない場合継続し、事業契約解除となった場合の具体的な取扱等につきご教示いただけませんでしょうか。	御指摘の詳細は、事業契約締結後に、機構と事業者で協議の上、機構が定めることとします。
172	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	42	別紙6		3章	3	(1)			～その対象となった業務不履行等の内容に対応する支払区分の費用を対象としてありますが、ここで言う「支払区分」とは具体的に何を指すのか、定義等についてご教示いただけませんでしょうか。	支払区分とは、別紙6_3.3.(2)に記載した、「業務不履行を確認した日の属する支払期(以下「当期」という。)、維持管理対価及び研究支援対価について、当該業務不履行の属する事業費内訳書の区分(以下「業務不履行支払区分」という。)」を指します。
173	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について	42	別紙6		3章	3	(2)			～当該業務不履行の属する事業費内訳書の区分とありますが、ここで言う「事業費内訳書」とは具体的に何を指すのか、定義等についてご教示いただけませんでしょうか。	No. 172を御参照ください。
174	別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担	51	別紙8							事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、施設整備対価のみならず維持管理対価、研究支援対価及び合理的な金融費用も対象となるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	御理解のとおりです。
175	別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担	51	別紙8							上記質問に関連し、他の箇所における『事業者が生じた合理的な増加費用及び損害』と同様の趣旨の箇所についても、施設整備対価のみならず維持管理対価、研究支援対価及び合理的な金融費用も対象となるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	御理解のとおりです。
176	別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担	52	別紙9			1				不可抗力による増加費用及び損害の負担の基準を施設整備対価としていますが、実施方針書添付資料3 番号12 備考欄記載の如く施設整備費を基準に頂けないでしょうか。施設整備対価を基準額とすれば、「その他の費用、割賦手数料」までが基準額に繰り入れられ、本来施設整備とは異なる金額が基準額となってしまいます。	原案のとおりとします。
177	別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担	52	別紙9							不可抗力による増加費用及び損害の負担を、事業者にも求めています。事業者負担を無しにしてもらえませんか？	原案のとおりとします。

< その他の質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			
178										『Ⅱ期工事入札日までに仮設備の引継ぎについて現施工企業体と次期施工企業体は引継ぎに関する協議を行い、その協議結果について、次期施工企業体の引継ぎの範囲、支払条件、引継ぎをしない理由等を明示した書面によりⅡ期工事入札時に日本原子力研究開発機構に報告すること。』と記載されていますが、Ⅱ期工事入札日までに、決定していない”次期施工企業体”が現Ⅳと協議を行うことが可能なのでしょうか？そもそも、この資料はJAEA殿が承認された上で公告されるべき資料であると判断されますので、そのような手続きをとっていただけませんか？そうでない場合は、正式な公告資料としての効力が本引継ぎ書にはないものと判断せざるをえません。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
179	引継ぎ条件の合意について									「引継ぎ可能な仮設備は別添資料に示す通り」とありますが、別添資料とは何を指すのでしょうか。具体的に教示下さい。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	Ⅱ期工事の契約担当部署で交付している仮設備の内訳を指します。No. 65も御参照ください。
180	引継ぎ条件の合意について									「引継ぎ可能な仮設備の日本原子力研究開発機構による査定額(機器損料等を踏まえた引継ぎ日時点の残存価格)は3,039百万円」とありますが、当然に消費税込みの金額である、との理解でよろしいでしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	消費税は含んでおりません。
181	引継ぎ条件の合意について									「引継ぎ可能な仮設備は別添資料に示す通りであり、これら全ての仮設備を引継ぐことを原則とする。このうち引継ぎをしない仮設備については、次期施工企業体は撤去費用(残存価格、搬出及び指定場所(札幌市内)への運搬費を含む)を負担するものとする。」とありますが、撤去費用に残存価格が含まれており、ということ、仮に全ての仮設備を引き継がない場合においても、最低でも貴機構の査定額である3,039百万円の費用は入札価格に含まざるを得ないということになるかと思われませんが、このような認識でよろしいでしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	御理解のとおりです。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	7		
182	引継ぎ条件の合意について								上記質問に関連することですが、仮に全ての仮設備を引き継がない場合においても、最低でも貴機構の査定額である3,039百万円の費用は入札価格に含まざるを得ない、という場合、別途同規模の仮設備を調達することは現実的に不可能(倍額の60億円以上必要となるため)ということになるのかと思われます。 ということは、実質的には前施工業者からの引継ぎが入札条件となっていると考えますが、その場合、官民間の事業であるPFI事業にも係わらず、一民間企業体との協議成立を入札条件とされることは非常に不合理だと言わざるを得ません。 合理性・公平性がある事業とするためには、前施工業者には本PFI事業への参加資格を付与しないという措置が必要だと思慮致しますが、いかがでしょうか。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
183	引継ぎ条件の合意について								「引継ぎをしない仮設備については、次期施工企業体は撤去費用(残存価格、搬出及び指定場所(札幌市内)への運搬費を含む)を負担する。」とありますが、引き継ぎが必要な仮設備の撤去等費用は、前施工業者の責任の範囲で処理されるものではないでしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	「引継ぎ条件の合意について」のとおりとします。
184	引継ぎ条件の合意について								「Ⅱ期工事入札日までに」前施工業者と引継に関する協議を行うとありますが、その連絡調整、日程等に対する貴機構のお考えをお示しください。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
185	引継ぎ条件の合意について								上記質問に関連し、そもそも、「Ⅱ期工事入札日までに」前施工業者と引継に関する協議を行うこと自体に強い違和感を抱きます。 仮に、前施工業者との協議が整わない場合(民間の協議が整わない場合)、本PFI事業への入札にも参加出来ない、ということだと認識致します。官民間の事業であるPFI事業にも係わらず、一民間企業体との協議成立を入札条件とされることは非常に不合理だと言わざるを得ません。 合理性・公平性がある事業とするためには、前施工業者には本PFI事業への参加資格を付与しないという措置が必要だと思慮致しますが、いかがでしょうか。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
186	引継ぎ条件の合意について								「現施工企業体の保有する薬剤、燃料、骨材、セメント等の現場在庫品については、引継ぎ可能な仮設備に準じるものとする。」とありますが、準じるとは具体的には、全ての仮現場在庫品を引継ぐことを原則とする、ということでしょうか。 その場合、入札前に現場在庫品の数量が確定されない限り、入札価格を決定することが出来ません。至急確定頂くか、もしくは入札条件より外して頂く様、強く要望します。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
187	引継ぎ条件の合意について								上記質問に関連し、そもそも、現施工企業体のみ知り得る情報を入札条件とされること自体に強い違和感を抱きます。 PFI事業の基本方針の一つである『公平性原則』に則り、現施工企業体には本PFI事業への参加資格を付与しないという措置が必要だと思慮致しますが、いかがでしょうか。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 66を御参照ください。
188	引継ぎ条件の合意について								「引継ぎ日後3ヶ月間は仕様書に示される性能を保持できる状態で引き渡すものとする。」と有りますが、仮に3ヶ月以内に性能低下を伴うような状況になった場合には、現施工企業体による、追加補修が前施工業者の費用で賄われると考えてよろしいでしょうか。また、貴機構の査定額3,039百万円には3ヶ月間の機能維持に必要な費用は見込まれておりますでしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	3ヶ月以内に機能低下が認められた場合は保証の範疇です。また、補償費用は、本事業費には含むものではありません。
189	引継ぎ条件の合意について								工事前仮設備につき、貴機構による査定額(機器損料等を踏まえた引継ぎ日時点の残存価格)が30億円以上の非常に高額なものであるにもかかわらず、その仮設備の保証期間が『たった3か月間』というのは非常に不合理だと考えます。 仮設備の引継ぎを入札条件とされる以上、保証期間は『事業期間終了時(平成31年3月末)まで』として頂くか、そうでない場合は保証期間を3か月とする合理的な理由を具体的にご説明下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	必要的引継とする仮設備については、維持管理の面から合理的整備を行った上で引き継ぐ予定です。また、本事業期間の供用において経年劣化に対応する経費は、本事業費に含まれるものとしております。
190	特定事業の選定について	4	2	1	(2)				「現在価値換算額で約20%程度低減」されると相当なVFMをご想定ですが、通常の認識からすると異常だと言わざるを得ない数値です。何を根拠にされているのでしょうか。具体的に教示下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	特定事業の選定において算定した事業支出の低減は、事業期間の短縮に伴う3年分の維持管理コストの削減に由来するもので、当事業に特有の効果です。
191	特定事業の選定について	4	2	1	(2)				上記質問に関連し、6頁には「PFI方式を採用する場合には「工期が短縮することを想定」とありますが、当初どのような工期を想定しているのでしょうか。 具体的な工期は提案させて頂くとして、そもそも根本的なお考え(どれくらいの頻度で研究支援業務を実施するのか等)はお示し頂きたいと強く考えております。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No. 78及びNo. 190を御参照ください。
192	実施方針に対する質問回答 No. 6								「前施工業者の瑕疵についての特定は可能」とご回答頂いておりますが、仮に可能ではない場合にはどのように処理されるかとお考えでしょうか。(不可抗力として処理されるという理解でよろしいでしょうか。施設整備期間、施設整備完了後から事業終了時までのそれぞれについてご教示下さい。) 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	前施工業者から引継ぐ仮設備の瑕疵については現状では特定可能と判断しています。仮設備の引継ぎにあたっては、このような問題の発生を防ぐため適切な引継ぎが可能となるよう引継ぎ期間を設定しています。
193	実施方針に対する質問回答 No. 6								上記質問に関連して、『前施工業者が施工した施設』とは、事業契約書(案)3頁に記載のある貴機構が所有者である「地下施設既設部分」との認識ですが、念のため確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	実施方針に関する質問回答No. 6における「地下施設既設部分」について、御理解のとおりです。
194	実施方針に対する質問回答 No. 101								「特定事業の選定を取り消す場合も入札に要した費用は負担しません。」とご回答頂いておりますが、特定事業の選定を取り消すかどうかは事業者側では全くコントロールの出来ないものであるため、特定事業取り消しを決定する当事者である貴機構にご負担頂くべき費用だと強く考えますが如何でしょうか。貴機構にご負担いただける旨、ご回答をお願い致します。 (また、実施方針に対する質問回答No. 144では「機構の都合による中止、変更リスクは、機構が負担します」とのご回答をいただいているため、同様に特定事業の取り消しの場合も、貴機構にご負担いただけるものとの理解から、改めてご質問差し上げております。) 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	「入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等・・・実施することが適当でない」と判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す。」のであって、機構の都合による中止、変更リスクには該当しません。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
195	実施方針に対する質問回答 No. 165								「所有権が機構に移転する前」に貴機構が施設を利用した場合(貴機構の指示による維持管理業務・研究支援業務の実施を含む)、SPCに不動産取得税が課税されてしまう可能性はあるのでしょうか。また課税された場合には、不動産取得税についても貴機構にご負担いただけたとの理解でよろしいのでしょうか。念のため確認させて下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業者に不動産取得税、固定資産税が課税されることはないと考えております。その条件のもとでお見積ください。
196	実施方針に対する質問回答 No. 185								事業者自らが判断する余地の無い項目、すなわち、貴機構の判断・指示による、「建設と並行した試験や複数の試験を並行して実施した結果、影響が及ぶなどして要求水準に適合する試験の実施が困難と認められた場合の責任」については、貴機構がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。 また、このような場合、事業契約上はどの条項を使用し、処理するのでしょうか。具体的にご教示下さい。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	本件業務範囲外の試験等に伴う影響のリスクは、リスク番号8「機構の関連業務に関するリスク」が適用されます。
197	入札説明関連追加資料 「引継ぎ条件の合意について」のうち①仮設備の引継ぎに要する費用	1	①						『引継ぎ可能な仮設備は別添資料に示す通りであり、これら全ての仮設備を引継ぐことを原則とする。』とありますが、別添資料が示されていないようです。別添資料をお示しください。ご提示いただけないと「入札参加資格の意思決定」が実施できませんので、回答をお願いします。	No. 179を御参照ください。
198	入札説明関連追加資料 「引継ぎ条件の合意について」のうち①仮設備の引継ぎに要する費用	1	①						『Ⅱ期工事入札日までに仮設備の引継ぎについて現施工企業体と次期施工企業体は引継に関する協議を行い』とありますが、入札日とはいつのことをさすのでしょうか。また、入札日には次期施工企業体は決定しておりませんので、本件はどのように解釈すればよろしいのでしょうか。ご教示ください。	No. 66を御参照ください。
199	湧水に伴うガスの発生		全般						250m坑道や350m坑道等、坑内からのボーリング孔掘削に際しては、地上からのボーリング孔掘削の場合よりも浅い区間で地中ガスの気化が発生すると考えられます。その場合、検層等のボーリング孔を利用した計測結果に気化したガスが支障をもたらす計測不能となることが考えられます。その場合の対処をごていじください。ご提示いただけないと「入札参加資格の意思決定」が実施できませんので、回答をお願いします。	溶存ガスの気化が想定される場合には、自然状態(被圧状態)を維持する手段を講じ、気化を抑制して計測を行うことを原則とします。通常可能な手段により気化の抑制が困難な場合については、協議事項とします。
200	作業・研究の標準工程		全般						研究支援業務の各項目において作業・研究の標準工程が示されておりません。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報として、回答をお願いします。	研究支援業務の各項目の実施時期と頻度については要求水準書に示すとおりです。施設整備及び維持管理の工程との整合を前提として、効率的・合理的な研究実施計画を策定することも、技術提案の課題としています。施設整備業務と研究支援業務の標準工程表を「参考資料」としてウェブサイトに掲載しました。御参照ください。なお、これらは、あくまで参考であり、技術提案を拘束するものではありません。
201	設計内訳書								「入札説明関連追加資料」の一つとして公表された「設計内訳書」ですが、平成22年9月21日までに提出することになっている「入札書等及び提案書(第二次審査書類)」には含まれない、という理解でよろしいでしょうか。 (当然、様式48の「設計内訳総括表」は提出させて頂く考えです。) 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	「設計内訳書」は、平成22年9月21日までに提出していただく、「入札書等及び提案書(第二次審査書類)」に含まれます。